

令和4年9月6日

一般貸切旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

東京運輸支局
自動車運送事業監査室

(1) 行政処分等の年月日	令和4年9月6日
(2) 事業者の氏名又は名称	株式会社CORD (法人番号: 1010401149896) 代表者 有川 憲一
(3) 事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	(事業者) 東京都足立区扇3-13-16-1F (本社営業所) 東京都足立区扇3-13-16-1F
(4) 行政処分等の内容	処分日車数30日車のため、一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準3. (6)により文書警告
(5) 主な違反の条項	旅客自動車運送事業運輸規則第26条第1項
(6) 違反行為の概要	令和4年6月6日、新規許可を受けたことを端緒に監査を実施。2件の違反が認められた。(1)乗務等の記録の記録事項の不備(旅客自動車運送事業運輸規則(以下「運輸規則」)第25条第2項)、(2)運行記録計による記録義務違反(運輸規則第26条第1項)
(7) 違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数 3点 当該事業者の累積点数 3点

注 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について2. (4) 但し書き参照)

令和4年9月6日

一般貸切旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

東京運輸支局
自動車運送事業監査室

(1) 行政処分等の年月日	令和4年9月6日
(2) 事業者の氏名又は名称	株式会社バス窓TOKYO (法人番号: 5080101003542) 代表者 徳久 浩
(3) 事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	(事業者) 東京都町田市相原町2807-1 エーエスビル101 (本社営業所) 東京都町田市相原町2807-1 エーエスビル101
(4) 行政処分等の内容	処分日車数10日車のため、一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準3. (6)により文書警告
(5) 主な違反の条項	旅客自動車運送事業運輸規則第46条
(6) 違反行為の概要	令和4年6月14日、定期的な監査を実施。2件の違反が認められた。(1)点呼の記録義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則(以下「運輸規則」)第24条第5項)、(2)整備管理者の研修受講義務違反(運輸規則第46条)
(7) 違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数 1点 当該事業者の累積点数 1点

注 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について2. (4) 但し書き参照)